後期高齢者医療制度の保険料

75歳以上の方、65歳以上から75歳未満で一定の障がいがあり加入を希望する方は、それまで加入していた国民健康保険や職場の健康保険などから脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

●問い合わせ
・県後期高齢者医療広域連合
☎052-955-1227
・役場保険医療課　内線153

保険料（令和2年度）

保険料率は、2年ごとに見直しを行っています。令和2・3年度の保険料率は次のとおりです。

保険料の計算方法

均等割額 48,765円 ＋ 所得割額 (所得金額－33万円)×9.64％

	均等割額	所得割率	保険料の上限額
令和2・3年度	48,765円	9.64%	64万円
平成30・31年度	45,379円	8.76%	62万円

■均等割額の軽減

世帯主と被保険者の所得金額などの合計額が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下（被保険者全員の年金収入が80万円以下でその他の所得がない場合）	7.75割軽減	10,972円
33万円以下（7.75割軽減に該当しない場合）	7割軽減	14,629円
33万円＋（28.5万円×被保険者数）以下	5割軽減	24,382円
33万円＋（52万円×被保険者数）以下	2割軽減	39,012円

※65歳以上の方の公的年金所得は、年金の所得から15万円を控除した金額で判定

■被扶養者だった方の保険料の特例（国民健康保険および国民健康保険組合加入者は除く）

後期高齢者医療被保険者になる前日に、会社の健康保険や共済組合などの被扶養者だった方は、後期高齢者医療保険資格取得後2年間、均等割額が5割軽減され、所得割額は当面の間課せられません（年額2万4300円）。

納付方法

■普通徴収

7月中旬に送付する納付書または口座振替により納めていただきます。

期別	納期限
第1期	7月31日(金)
第2期	8月31日(月)
第3期	9月30日(水)
第4期	11月2日(月)
第5期	11月30日(月)
第6期	12月25日(金)
第7期	令和3年2月1日(月)
第8期	3月1日(月)

※行政サービスコーナー（イオンモール東浦　2階）でも納付可能

■普通徴収の方は、便利で確実な口座振替の手続きを！

口座振替の手続きは、役場または金融機関に直接申し込んでください。国民健康保険税を口座振替で納めていただいた方も再度手続きが必要です。

また、特別徴収（年金からの天引き）の方でも保険料額が変更された場合は、一時的に特別徴収ができなくなり、普通徴収（納付書）で納めていただくことがあります。便利で納め忘れのない口座振替をご活用ください。

■特別徴収

次のすべてに該当する方は、原則年金から天引きされます（年6回偶数月）。

・年額18万円以上の公的年金受給者
・介護保険料を特別徴収され、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金支給額の2分の1を超えない方

■口座振替選択制度

保険料の特別徴収を中止し、口座振替で納付したい方は、役場保険医療課で手続きをしてください。

●**持ち物**　預金通帳、通帳印、保険証

■どうしても納付が難しいときは

特別な事情により、保険料の納付が難しいときは、未納のままにせず、お早めに役場保険医療課へ相談してください。

また、次の①～③のいずれかに該当する場合、申請により保険料の減免が認められる場合があります。減免を受けるには申請が必要となりますので、詳しくは役場保険医療課へ

①災害により、住宅や家財に著しい損害を受けた場合
②事業の廃止、失業などにより収入が著しく減少した場合
③新型コロナウイルス感染

後期高齢者福祉医療費受給者証の更新申請書などの提出はお済みですか?

有効期限が令和２年７月31日の後期高齢者福祉医療費受給者証をお持ちの方には、６月上旬に「更新申請書」を郵送し、６月25日までに保険医療課へ提出していただくようにご案内しています。

「更新申請書」の提出がない場合は新しい受給者証の発行ができません。まだ提出がお済みでない方は、早急に提出をお願いします。申請書をご提出いただき、審査の結果引き続き対象となる方には、７月下旬に新しい受給者証を送付します。

●問い合わせ　保険医療課　内線158

県後期高齢者医療広域連合では後期高齢者医療コールセンターを開設します

保険料の算定方法や保険証の負担割合については、コールセンターへお問い合わせください。

後期高齢者医療コールセンター
☎0570-011558

・と　き　７月13日(月)～８月31日(月)
　　午前８時45分～午後５時15分

※通信料がかかります。

※後期高齢者医療保険料額決定通知書は７月中旬頃に郵送

※納付方法など納付に関する相談は、役場保険医療課へ

●注　意

コールセンターは、受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のＡＴＭの操作を指示することは一切ありません。

●問い合わせ

・県後期高齢者医療広域連合 管理課
☎052-955-1223

・役場保険医療課　内線153

オレンジ色に変更

被保険者証の更新

現在お使いの後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日(金)です。8月からは被保険者証の色がオレンジ色に変わります。新しい被保険者証は7月中に郵送します。

症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った場合、または新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が著しく減少した場合

医療機関の窓口で支払う自己負担割合

医療機関の窓口で支払う一部負担金は、かかった医療費の１割です。ただし、課税所得が年額１４５万円以上ある世帯は３割負担となります。

医療費が自己負担限度額を超えたときは、後から高額療養費として差額を返金しますので、手続きをしてください。

低所得者（住民税非課税世帯）Ⅰ・Ⅱまたは現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、提示すると医療機関での自己負担額が減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「限度額適用認定証」の申請ができます。現在お持ちの方で、８月以降も対象となる方には７月中に郵送します。

負担区分			自己負担限度額（１か月あたり）	
			外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
３割負担	現役並み所得者	Ⅲ（課税所得690万円以上）	252,600円医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の１％を加算【140,100円※１】	
		Ⅱ（課税所得380万円以上）	167,400円医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の１％を加算【93,000円※１】	
		Ⅰ（課税所得145万円以上）	80,100円医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の１％を加算【44,400円※１】	
１割負担	一　般		18,000円 年間上限（８月～翌７月）144,000円	57,600円【44,400円　※１】
	低所得者（住民税非課税世帯）	Ⅱ	8,000円	24,600円
		Ⅰ		15,000円

※１　過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給が４回以上あったときの４回目以降の限度額